

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
10月30日
(金曜日)

目次

告示
漁業災害補償法第百二十五条の六第一項の規定による同意(水産振興課)……………一
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………一
公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)……………一
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………二
土地改良区役員届出(農村整備課)……………四
建設業の許可の取消し(監理課)……………五
教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………五
山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………六
公安委公告
契約の締結……………七

山口県告示第四百六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関成



加入区	区	分
王喜、厚狭、高泊加入区	のり等養殖業(のり養殖業)	

山口県告示第四百七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関成

一の表中

学校法人宇部学園	丁目一 西琴芝一八番一八号	宇部中央自動車学校	丁目八 西琴芝一八番三二一号	平成二〇、九、
学校法人宇部学園	丁目一 西琴芝一八番一八号	宇部中央自動車学校	丁目八 西琴芝一八番三二一号	平成二〇、九、
学校法人鴻城義塾	山口市小郡下郷二五八の二	鴻城自動車学園	丁目八 西琴芝一八番三二一号	平成二〇、九、
			大字際波二四二八の一	平成二〇、九、

を 改め



(三三七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年十二月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 Chaobanbina
代表者の氏名 奥谷 祐司
主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番三六号
- 三 定款に記載された目的

充実した暮らしができる社会環境づくりをするために、社会教育を推進し、子どもの健全育成を推進し、就労の支援、福祉の増進、地域活動の連携、市民力の活用等の経済活動を通じ、人づくり、まちづくり、地域づくりの推進を図るとともに、地域の人々がふるさとに自信と誇りを持ち、「未来へつなげる」というキーワードで、先を見据えた地域社会の活性化にとどまらず、社会全体の公益の増進に寄与すること。

(三三八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

- 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年十月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 徳山ボレボレくらぶ
代表者の氏名 池田 光子
主たる事務所の所在地 周南市城ヶ丘五丁目七番一八号
- 三 定款に記載された目的
障害者及び高齢者に対して、障害者及び高齢者家族の生活支援及び障害者自身の自立支援を目的とするデイケア及びレスパイト・タイムケアに関する事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与すること。

- (三三九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十一年十月三十日から平成二十二年三月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月三十日 山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住
株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 所 代表者の氏名 平井 健二
下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社はやかわ	光洋株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	光洋株式会社	光洋株式会社

- 四 届出年月日
平成二十一年十月七日
- 五 変更年月日
平成十九年七月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住
株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 所 代表者の氏名 平井 健二
下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社スタジオアリス	株式会社スタジオアリス	本村 昌次	川村 廣明

四 届出年月日

平成二十一年十月七日

五 変更年月日

平成二十一年三月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社下関大丸 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 代表者の氏名 平井 健二

下関商業開発株式会社 " " 八号 代表者の氏名 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社三愛	株式会社三愛	馬場 末男	和田 敬三

四 届出年月日

平成二十一年十月七日

五 変更年月日

平成二十一年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二

下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ユニテッドネイション	株式会社ユニテッドネイション	福岡市博多区博多駅前二丁目二番一〇号	福岡市中央区清川三丁目一五番三〇号

四 届出年月日

平成二十一年十月七日

五 変更年月日

平成二十一年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社下関大丸 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 代表者の氏名 平井 健二

下関商業開発株式会社 " " 八号 代表者の氏名 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
丸紅テレコム株式会社	丸紅テレコム株式会社	要 博明	浅原多加夫

四 届出年月日

平成二十一年十月七日

五 変更年月日

平成二十一年六月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 シーモール下関ショッピングセンター
 所在地 下関市竹崎町四丁目一〇二
 株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号
 下関商業開発株式会社 " " 八号
 変更に係る事項の概要 平井 健一
 吉田 実
 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 大規模小売店舗において小売業者の住所 サンテレコム株式会社
 変更前 下関市武久町二丁目四二番三号
 変更後 下関市宝町一番六号

四 届出年月日
 平成二十一年十月七日
 変更年月日
 平成二十一年七月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 シーモール下関ショッピングセンター
 所在地 下関市竹崎町四丁目一〇二
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健一
 下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実
 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項			大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
	山口商事株式会社	山口商事株式会社	山口商事株式会社	山口商事株式会社	山口商事株式会社	山口商事株式会社
	株式会社小倉スポーツ	株式会社小倉スポーツ	株式会社小倉スポーツ	株式会社小倉スポーツ	株式会社小倉スポーツ	株式会社小倉スポーツ
	株式会社三信衣料	株式会社三信衣料	株式会社三信衣料	株式会社三信衣料	株式会社三信衣料	株式会社三信衣料
ニードル・ワーク有 限会社	ニードル・ワーク有 限会社	ニードル・ワーク有 限会社	ニードル・ワーク有 限会社	ニードル・ワーク有 限会社	ニードル・ワーク有 限会社	ニードル・ワーク有 限会社

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ワドークリエーティ	株式会社ワドークリエーティ	株式会社ワドークリエーティ	株式会社ワドークリエーティ	株式会社ワドークリエーティ	株式会社ワドークリエーティ
	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ
	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎
	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ
光洋株式会社	光洋株式会社	光洋株式会社	光洋株式会社	光洋株式会社	光洋株式会社	光洋株式会社
株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎
株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ
早川 武志	早川 武志	早川 武志	早川 武志	早川 武志	早川 武志	早川 武志
早川 康洋	早川 康洋	早川 康洋	早川 康洋	早川 康洋	早川 康洋	早川 康洋
洞 皓人	洞 皓人	洞 皓人	洞 皓人	洞 皓人	洞 皓人	洞 皓人
大数 幸子	大数 幸子	大数 幸子	大数 幸子	大数 幸子	大数 幸子	大数 幸子
熊本県玉名市高瀬四二二二二	熊本県玉名市高瀬四二二二二	熊本県玉名市高瀬四二二二二	熊本県玉名市高瀬四二二二二	熊本県玉名市高瀬四二二二二	熊本県玉名市高瀬四二二二二	熊本県玉名市高瀬四二二二二
熊本県玉名市安楽寺二二二二二	熊本県玉名市安楽寺二二二二二	熊本県玉名市安楽寺二二二二二	熊本県玉名市安楽寺二二二二二	熊本県玉名市安楽寺二二二二二	熊本県玉名市安楽寺二二二二二	熊本県玉名市安楽寺二二二二二
川新町四丁目一番四八号	川新町四丁目一番四八号	川新町四丁目一番四八号	川新町四丁目一番四八号	川新町四丁目一番四八号	川新町四丁目一番四八号	川新町四丁目一番四八号
北九州市小倉南区湯	北九州市小倉南区湯	北九州市小倉南区湯	北九州市小倉南区湯	北九州市小倉南区湯	北九州市小倉南区湯	北九州市小倉南区湯
大阪市北区大深町二番四八号	大阪市北区大深町二番四八号	大阪市北区大深町二番四八号	大阪市北区大深町二番四八号	大阪市北区大深町二番四八号	大阪市北区大深町二番四八号	大阪市北区大深町二番四八号

四 届出年月日
 平成二十一年十月七日
 変更年月日
 平成二十一年八月三十一日

(三四〇) 土地改良区の役員及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員及び住所の届出がありました。
 平成二十一年十月三十日

一 就任した役員	山口県知事	二井 関成
土地改良区の名称	理事の別	氏名
下関市豊北町土地改良区	理事	前田 好和
" "	理事	松富 鐵夫
" "	理事	田村 昭久
住所	住所	住所
下関市豊北町大字栗野四二六〇の一	下関市豊北町大字栗野四二六〇の一	下関市豊北町大字阿川四四八〇
" "	" "	" "
" "	" "	豊北町大字神田三一七六

退任した役員	森本 長史	豊北町大字角島三〇〇三
	藤田 行	豊北町大字神田上七八三
	磯部 静波	豊北町大字滝部二四五七の四
	釣井 正明	豊北町大字田耕六九五三
	本田 秀美	豊北町大字阿川三五九五
	江原 聡	豊北町大字神田三八六六の一
	金田 建毅	豊北町大字北宇賀一七七一

土地改良区	理事の別	氏名	住所
下関市豊北町土地改良区	理事	内田 武男	下関市豊北町大字粟野四七一五
		小山 恒夫	豊北町大字阿川二一〇〇の一
		西嶋 法月	豊北町大字神田八二七
		藤村 辰高	豊北町大字角島一三九四
		河野 壽昭	豊北町大字神田上五三二〇の
		中野 星男	豊北町大字滝部五八五
		山本 克視	豊北町大字田耕三四七六
	監事	新谷 正己	豊北町大字粟野三四二二
		國重 和明	豊北町大字神田上八七一
		磯部 静波	豊北町大字滝部二四五七の四
周東高森土地改良区		畠中 勅	岩国市周東町下久原一六七〇

(三四一) 建設業の許可の取消し
建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 処分をした年月日
平成二十一年十月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- 一 処分をした年月日
平成二十一年十月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 株式会社溝田組
主たる営業所の所在地 下関市大字田倉五九七番地の一
代表者の氏名 岡本 義浩
- 三 処分の内容
大工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
取締役が、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条の罪により、平成二十年六月二十七日に下関簡易裁判所から罰金二十万円の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十九条第一項第二号に該当する。

- 一 処分をした年月日
平成二十一年十月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 有限会社ケンワ
主たる営業所の所在地 下関市新垢田西町一丁目四番二〇号
代表者の氏名 門前 健治
- 三 処分の内容
建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
取締役が、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百二十二条第一項の罪により、平成二十年六月三十日に下関簡易裁判所から罰金十萬円の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十九条第一項第二号に該当する。



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十一年山口県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立柳井高等学校の項中「160」を「200」に改め、同表山口県立柳

「機械・制御科・情報科」を「機械・制御科・情報科」に改め、平成20年度から、全日制課程機械・制御科及び建築・情報科は平成22年度に改め、同表山口県立田布施農業高等学校の項中「40」を「—」に、「—」、「—」、平成20年度を「平成20年度から、全日制課程生物生産科、食品科学科及び環境土木科は平成22年度に改め、同項の次に次のように加える。」

機械・制御科	3	40
建築・情報科	3	40

を

機械・制御科	3	—
建築・情報科	3	—

に、「—」、平成20年度を

機械・制御科	3	40
建築・情報科	3	40

年度を「平成20年度から、全日制課程機械・制御科及び建築・情報科は平成22年度に改め、同表山口県立田布施農業高等学校の項中「40」を「—」に、「—」、「—」、平成20年度を「平成20年度から、全日制課程生物生産科、食品科学科及び環境土木科は平成22年度に改め、同項の次に次のように加える。」

山口県立田布施農工高等学校	熊毛郡田布施町	本	校	生物生産科	3	40													
				食品科学科	3	40													
				環境土木科	3	40													
				機械制御科	3	40													

別表の1の表山口県立田布施工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立田布施工業高等学校	熊毛郡田布施町	本	校	機械科	3	—													
				電子科	3	—													

別表の1の表山口県立下松高等学校の項中「160」を「180」に改め、同表山口県立南陽工業高等学校の項中「60」を「80」に改め、同表山口県立宇部工業高等学校の項中

「機械科」を「機械科」に改め、同表山口県立大津高等学校の項中「140」を「120」に改め、同表山口県立田置農業高等学校の項中「35」を「30」に改める。

機械科	3	40
-----	---	----

を

機械科	3	60
-----	---	----

に改め、同表山口県立大津高等学校の項中「140」を「120」に改め、同表山口県立田置農業高等学校の項中「35」を「30」に改める。

附則
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年十月三十日
山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第九号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則(昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「英語コース及び」を削る。

別表第一柳井学区の項中

山口県立安下庄高等学校	山口県立久賀高等学校
-------------	------------

を削り、同表厚狭学区

の項中

山口県立大嶺高等学校

を削る。

別表第二中

山口県立安下庄高等学校	山口県立久賀高等学校
-------------	------------

を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項第一号の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年十月三十日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

運転免許電子ファイリングシステム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十一年九月九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目二九番一―号

六 落札金額

五千二百二十三万五千八百二十円

七 入札公告日

平成二十一年七月三十一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

平成二十一年十月三十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁